

令和5年10月1日よりスタート！今から備えましょう

# 商工会議所活用術

The Chamber of Commerce and Industry Utilization



金融・会計相談課  
石田 倫雅



## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）のご案内

### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

「インボイスとは何か分かりにくい」という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。「インボイス」とは「適格請求書」を指し、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるもので、必要事項が記載されている請求書などのことをいいます。具体的な必要記載事項は左記の一覧をご覧ください。その記載事項が書かれた請求書がインボイスとなります。

#### インボイスに必要な記載事項

- ① インボイス登録事業者の氏名
- ② インボイス登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率対象品目があれば明記されていること）
- ⑤ 税率ごとに区分された合計金額及び各適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑦ 請求先の事業者名

### 自社も無関係ではられない？

#### 制度による事業者への影響

令和5年10月1日より仕入税額控除を行うには、インボイス登録事業者（適格請求書発行事業者）からの仕入れのみが対象となります。また、インボイスを発行するためには、税務署への登録申請書の提出が必要で、免税事業者は登録できませんので、登録するためには課税事業者になる必要があります。

繰り返しになりますが、仕入税額控除を行うにはインボイス登録事業者になる必要があります。インボイス登録をしていない事業者から仕入れをした場合、消費税の仕入税額控除はできません。そこで仕入先にインボイス登録をしたかどうか確認するとよいでしょう。

自社がインボイス登録事業者でなく、また事業者との取引がある場合、相手先の消費税負担が大きくなりますので、結果的に自社との取引の見直しにつながる可能性があります。決して他人ごとではなく、早急にインボイスの登録申請の検討をおすすめします。

### 今後のスケジュール

既にインボイス発行事業者の登録申請の受付は始まっています。インボイス制度が始まる令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

最後に、当所ではインボイス制度に対応するためのセミナーを左記の通り開催いたします。今回の記事を読んで詳しく話を聞きたい方、制度の詳細を知りたい方は是非お申込みください。

### 今から備えるインボイス制度対応セミナー

(日程)  
令和4年10月12日(水) 14:00～16:00  
令和4年11月21日(月) 18:30～20:30  
令和4年12月7日(水) 14:00～16:00  
(会場) 福井商工会議所ビル 及びオンライン  
(講師) 森陰輝夫税理士事務所 森陰 輝夫 氏  
内容等詳細及びお申込は、会報誌付属の「セミナー・インフォメーション」をご確認ください！



お問合せ先  
福井商工会議所 金融・会計相談課  
0776(33)8284